

労働運動委員会ニュース

No. 210 2018年9月5日

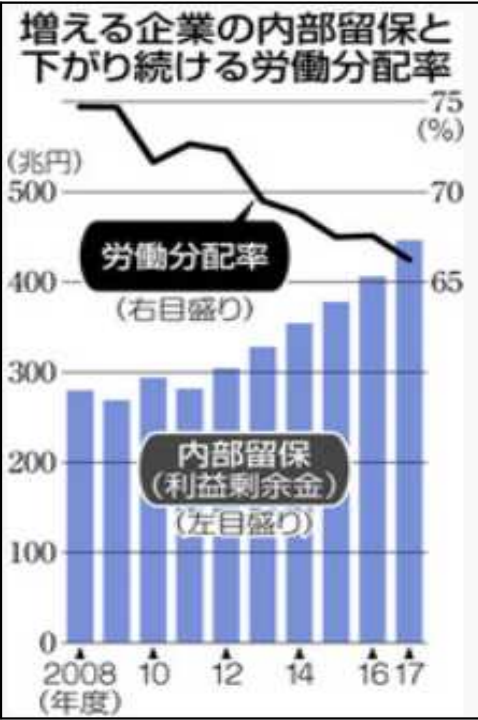
発行責任者 宮川 敏一
 東京都千代田区神田神保町 2-10 三辰工業ビル 3階
 TEL (03) 6380-9960 FAX (03) 6380-9963
 E-mail miyakawa@sinsyakai.or.jp

外国人技能実習制度に名を借りた搾取 外国人労働者の雇用状況と今後の課題



政府は2019年4月から、単純労働を含めて幅広い分野で外国人を受け入れることを決めた。人手不足に悩む建設、農業、宿泊、介護、造船のほか、一部の製造業や外食などで新たな就労資格を作る。日本で働く外国人の雇用実態はどうなっているのか、オリンピックを見据えた今後の課題について語っていただきます。

9月15日 (土)
 受付：13時30分
 開会：14時00分
 場所：千代田区神保町区民館
 講師：鳥井 一平氏
全国一労働組合代表理事
 主催：新社会党労働運動委員会



日本企業の「搾取」は、かつてない水準まで高まっている。上場企業（金融除く）は18年3月期に売上高が約560兆円と最高の更新を続けている。純利益も約29兆円と2期連続で過去最高となった。儲けである純利益は合計28兆7856億円と前期比で約3割増と大きく伸びた。直近5年間で3倍まで膨らんでおり、経済先進国の企業としては異例だ。その中身は、

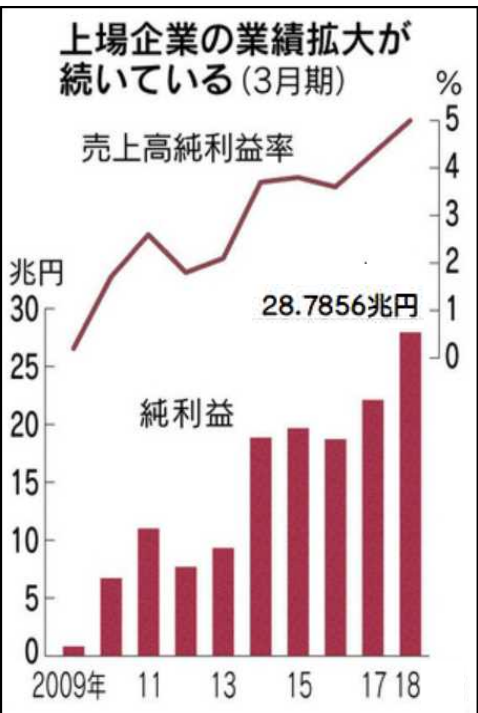
人件費搾取による利益に他ならない。異常なほど、労働者を食い物にして、企業の利益を伸ばしている。労働者の賃金は下降線をたどっている。18春闘は、安倍首相が3%水準の賃上げを放言して、5回目の管制春闘に引き込んだ。賃金回答は、労働者の期待を裏切る2.09%（6061円）にとどまった。中小組合は、1000円〜3000円の低額回答に抑えられている。

搾取が進み、労働分配率は下落 企業の内部留保446兆円（前年比△40兆円）

【内部留保】
 財務省が9月3日発表した17年度の法人企業統計によると、企業の内部留保は、金融・保険業を除く全産業で前年度比9.9%増の446兆4844億円となり、過去最高となった。

企業の利益で、労働者の賃金・一時金、福利厚生に充てる割合を示す「労働分配率」は66.2%になり、前年度の66.7%から下落した。

企業の利益の伸びとは対照的に労働者の賃金は抑えられ、企業だけが利潤を独り占めしている。



【労働分配率】
 生産活動などを通じて企業が生み出した付加価値のうち、労働者の賃金、福利厚生などの形で労働者に配分された割合。国全体で見ると、国民所得に占める雇ユーザー報酬の比率などで示される。企業の稼ぎがどれだけ働く人に人件費として回ったかを測る目安となる。

【搾取】
 生産手段の所有者が生産手段をもたない労働者から、その労働の成果を無償で取得すること。資本主義社会では、資本家が労働者から剰余価値を取得する形で表れる。

外国人就労の拡大と環境整備の名の下に 搾取強化に走る経営者

就労目的の外国人受け入れ拡大に向け、政府が新たな在留資格創設（単純労働を含めて幅広い分野で外国人受け入れを決定）と来春の運用開始を目指す中、全国知事会は8月29日、法務省などに対し、人手不足が深刻な製造業や小売業、警備などにも対象を広げるよう提言した。政府は当初案の農業や造船など5分野に

加え、各業界の要望に迎合して食品加工など15以上の職種追加を検討、「移民政策」まで踏み込む議論が本格化している。提言書は同日、全国知事会から、上川陽子法相に手渡された。「働き手不足」を理由に、安倍政権は、「日本経済の更なる活性化及び競争力強化の観点から、外国人の受け入れと活用」が盛り込まれ

た閣議決定は5年連続で明記をしてきた。16年10月末時点で、外国人労働者数は約108万人、外国人を雇用する事業所数は約17万に達しており、その数は右肩上がりに増え続けている。現在22万人が働いている外国人技能実習生は、19年4月から、3年の期間を5年に延長する。人手不足に悩む建設、

農業、宿泊、介護、造船のほか、製造業や外食などで新たな就労資格を作る。現時点でもコンビニ、工場、農家では外国人労働者への依存度が高い。日本で働く外国人の雇用実態はどうなっているのか、外国人労働者を雇用する資本家は、利潤第一に低賃金の雇用を考え、社会のスタンダードにしようとする。



国会審議で丸投げした（労政審） パート・有期、派遣の省令・指針で議論

労働政策審議会の第9回同一労働同一賃金部会（同一部会、守島基博部会長）は8月30日、働き方改革関連法のうち「雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保」に関する改正3法（パートタイム労働法、労働契約法、労働者派遣法）の省令・指針の議論を開始した。写真。「パート・有期関係」と「派遣関係」に分けて進める方針で、10月までに決着をさせる方向で進んでいる。次回の会合は9月

10日で、10月2日から「派遣関係」の議論も本格化させる。働き方改革関連法の成立に伴う省令・指針については、国会での法案審議では全く議論されず、労政審に丸投げをした。改正労働基準法で定めた残業の上限規制、年次有給休暇の時季指定、高度プロフェッショナル制度を主要テーマにした「労働条件分科会」、成立後は初めて開いた「同一部



会」の2つの労政審が軸となる。「同一部会」では、「同一労働同一賃金ガイドライン」も詰めていくとしている。労政審における「高プロ分科会」「同一分科会」で、労働基準法を丸裸にして、改悪した労働法制が決められようとしている。安倍政権主導の「働き方」法案は、資本の思いに沿ったブラック政策で、労働組合も法曹界も反対している。法案可決で大喜びしたのは経営側だけだ。省令・指針を労政審にゆだねることなく労働側の声を強くしたい。